

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和6年12月27日付、保医発1227第2号および保医発1227第4号」、「令和7年1月31日付、保医発0131第3号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

記

敬具

新規収載項目

- マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出
- p16タンパク

保険収載内容の一部変更項目

- BRCA1/2遺伝子検査
- ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

適用日

※詳細につきましては、裏面の内容をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

新規収載項目

▼2025年1月1日(水)より適用

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異遺伝子検査	350点	微生物 150点	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「12」	(39) <u>マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「12」の腫トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。</u> <u>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。</u>

※受託未定

▼2025年1月1日(水)より適用

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
p16タンパク	720点	病理 130点	「N002」 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「1」	(11) <u>p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQRリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロジェンレセプターを準用して算定する。</u>

※受託予定

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が追加されました。2025年1月1日(水)より適用

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
BRCA1/2遺伝子検査	20,200点	遺伝子 100点	「D006-18」 BRCA1/2遺伝子検査の「1」	(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。

※受託未定

▼太字下線部分が追加されました。2025年2月1日(土)より適用

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製	2,700点	病理 130点	「N005-4」 ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製	(1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助 <u>エ 子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助</u>

※受託未定